（申請書の記載事項）

第四条　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　第一条に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合及び生産工程の概要

三　肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量

四　（略）

（見本の提出）

第五条　（略）

２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一・二　（略）

三　含有主成分量（第一条に定める普通肥料にあつては、有害成分の含有量）

３　農林水産大臣は、第一条及び第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であつて植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。

（指定混合肥料の生産業者及び輸入業者の届出様式）

第十条の三　（略）

（保証票の様式及び添付方法）

第十一条　（略）

２　法第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない生産した事業場の名称及び所在地については、次のいずれかの表記により記載しなければならない。

一　法第四条第一項若しくは第三項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録に係る当該事業場の名称及び所在地（当該名称又は所在地を法第十三条第一項の規定により変更した場合は、変更後の名称及び所在地）又は法第十六条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により届け出た当該事業場の名称及び所在地と同一の表記

二　当該事業場について生産業者（法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を含む。）があらかじめ農林水産大臣に届け出た名称及び所在地に係る略称

三　当該事業場について第一号と同一の表記により名称及び所在地を掲載したウェブサイト（農林水産大臣が認めるウェブサイトに限る。第十一条の二第三項及び第十二条において同じ。）のアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。第十一条の二第三項及び第十二条において同じ。）

（申請書の記載事項）

第四条　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　第一条の二に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合及び生産工程の概要

三　肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量

四　（略）

（見本の提出）

第五条　（略）

２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一・二　（略）

三　含有主成分量（第一条の二に定める普通肥料にあつては、有害成分の含有量）

３　農林水産大臣は、第一条の二及び第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であつて植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。

（指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出様式）

第十条の三　（略）

（保証票の様式及び添付方法）

第十一条　（略）

２　法第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない生産した事業場の名称及び所在地については、法第四条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録に係る当該事業場の名称及び所在地（当該名称又は所在地を法第十三条第一項の規定により変更した場合は、変更後の名称及び所在地）若しくは法第十六条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により届け出た当該事業場の名称及び所在地と同一の表記によるか又は当該事業場について生産業者（法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を含む。）があらかじめ農林水産大臣に届け出た名称及び所在地に係る略称により記載しなければならない。

（新設）

（新設）